

# 鬼姫山隠棲館宿泊利用権販売規約書

同人結社鬼姫狂 代表 秋元惟史（以下、甲とします）は、会員登録済みの鬼姫狂徒（以下、乙とします）に対して、次に定める条項の通り、鬼姫山隠棲館宿泊利用権販売規約を定めます。

## 第1条（目的）

甲は、同人結社鬼姫狂（以下、当結社とします）が実現を構想している直営の宿坊「鬼姫山隠棲館」（以下、当該施設とします）のための土地建物の取得費及び維持費を確保することを目的として、乙に対して「宿泊利用権」を設定し、これを定額かつ継続的に販売します。

## 第2条（施設の概要）

当該施設は、甲が提唱する民俗信仰「武州鬼姫信仰」の根本聖地である「鬼姫神社」に併設する鬼姫狂徒のための聖地巡礼用宿泊施設であり、鬼姫狂徒の宿泊に特化した「武州鬼姫信仰」の世界観を演出するための空間を提供します。

## 第3条（施設の詳細）

当該施設は、宿坊運営のために、以下のように館内を整備します。

- 外観（瓦屋根や障子のある純和風の外観）
- 玄関・帳場（鬼姫山三神の書画や彫刻、和楽器による音楽の演奏再生）
- 客室（畳敷きの和室、床の間、鬼姫山三神の書画）
- 食事処（秘造飲料「霊泉鬼姫山」を飲みながら楽しめる山海の幸を使った本格懐石料理）
- 浴場（鬼姫山を望める岩造りの露天風呂、檜造りの内風呂）
- 資料館（武州鬼姫信仰にまつわる資料を保管及び展示）
- 庭園（鬼姫山を借景とする日本式庭園、松、竹、梅、桜、石、苔、池）
- 売店（当結社の取扱商品を陳列）

## 第4条（宿泊利用権）

宿泊利用権は、当該施設に入館するために必須となる権利であり、乙に対して以下のよう

な権利が付与されます。

- (1) 優先予約日指定権（年度ごとに変更可）
- (2) 格安宿泊権
- (3) 建築記念碑刻名権

2 土地建物の登記上の所有権は甲に帰属するものとします。

## 第5条（購入資格）

宿泊利用権の購入資格は、以下の通りとします。

- (1) 当結社に登録済みの鬼姫狂徒であること
- (2) 旅行好きで、和風建築や和風庭園などの日本文化が好きなこと
- (3) 聖地巡礼に興味があること

## 第6条（募集定員）

宿泊利用権の募集定員は、1,000名程度とします。但し、上限の制限はしないものとします。

## 第7条（料金）

宿泊利用権の購入にかかる料金は、月額1,000円（税込）とします。

## 第8条（支払方法）

料金の支払いは月額制と年額制を設け、乙の所有する銀行口座からいずれかの方法で自動引き落としとするものとします。

## 第9条（購入期間）

宿泊利用権の購入期間は、原則として10年間で1単位とし、当該施設の運営計画が存続する限りにおいて10年ごとに自動更新するものとします。

## 第10条（領有権の譲渡）

乙は、原則として第三者に宿泊利用権を譲渡できないものとします。但し、乙の相続人については、甲に対して宿泊利用権の名義人変更手続きをすることによって宿泊利用権を譲渡することができるものとします。

## 第 11 条（同伴入館）

乙は、自らの家族又は友人を、同伴のもとで入館させることができるものとします。

## 第 12 条（建設規模の拡大と縮小）

甲は、宿泊利用権の販売額の実態に応じて、当該施設の建設規模の拡大又は縮小をすることができ、乙は、建設規模について不服を申し立てないものとします。

## 第 13 条（不可抗力）

戦争、武力衝突、政変、革命、自然災害等、予測不可能な事態によって本規約の履行が不可能になった場合、甲乙共にこれを放棄することができるものとします。

## 第 14 条（準拠法）

本規約の準拠法は、日本国法令とします。

## 第 15 条（合意管轄裁判所）

本規約の内容について甲乙間で法律上の紛争が生じた場合、さいたま地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 第 16 条（規約内容の変更）

甲は、当結社の運営のために本規約の内容を変更することが必要な場合、いつでも変更することができるものとします。

以上の内容の通り、甲乙との間で鬼姫山隠棲館宿泊利用権販売規約を締結します。

同人結社鬼姫狂 代表 秋元惟史

令和 2 年 10 月 27 日 作成